

狩猟者の皆様へのお願い

狩猟者の方は、関係法令やマナーの厳守、十分な安全確認、猟犬の管理の徹底を行い、地域住民の方々が不安感や不信感を持つことのないよう行動してください。

I 以下の場所での狩猟は禁止されています！

- 1 鳥獣保護区・休猟区
- 2 公道（農道を含む。私道以外のもの）
- 3 都市公園等（都市計画法に基づく園地等）
- 4 社寺境内及び墓地
- 5 国立・国定公園特別保護地区

II 以下のような場合の銃器の使用は禁止されています！

I に記された場所のほか、

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃器）内での銃猟
- 2 指定猟法禁止区域内での鉛製銃弾を使用した銃猟
- 3 日出前及び日没後の銃猟
- 4 住居が集合している地域や広場、駅など多数の者の集合する場所での銃猟
- 5 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物、若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かった銃猟

III 安全に楽しく狩猟を行うため次の事項を厳守しましょう。

- 1 銃口は絶対人に向けない。
- 2 車の中に銃を置いたまま車を離れない。
- 3 発射が必要なとき以外は、装てんしない。
- 4 民家の近くでの狩猟は避ける。
- 5 獲物に向けて発射するとき、矢先を確認する。
- 6 水平うちは、最も危険なため行わない。
- 7 狩猟者は、常にお互いの存在を確認しあう。
- 8 酒気を帯びて銃を手にしない。
- 9 旅館、家庭での銃の手入れや保管には十分注意する。

